

資料1

国保制度改革の概要

国保制度改革の経緯

社会保障制度改革国民会議(H24.11.30:第1回⇒H25.8.6:報告書とりまとめ)

- 社会保障制度改革国民会議(国民会議)は、社会保障制度改革推進法(改革推進法)(※1)に基づき設置。
(設置期限:平成25年8月21日)
(※1)自民党、公明党、民主党の3党合意に基づく議員立法。平成24年8月10日成立、同22日公布。
- 改革推進法に規定された「基本的な考え方」、社会保障4分野(年金、医療、介護、少子化対策)に係る「改革の基本方針」及び3党実務者協議でとりまとめた「検討項目」に基づき、15名の有識者が20回にわたり審議。
- 政府は、国民会議における審議の結果等を踏まえて、法律の施行後1年以内(平成25年8月21日まで)に、必要な法制上の措置を講ずることとされた。(改革推進法第4条)

⇒「『法制上の措置』の骨子」(H25.8.21:閣議決定)

社会保障改革プログラム法(H25.10.15:提出⇒H25.12.5:成立、H25.12.13:公布)

- 「『法制上の措置』の骨子」に基づき、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(H27.5.27:成立、H27.5.29:公布)

国保制度改革に向けた準備開始

- 公費拡充による財政基盤強化。
- 運営の在り方の見直し。

国保制度改革の概要

平成27年5月国民健康保険法等一部改正 → 平成30年4月1日から新制度開始

運営の在り方の見直し

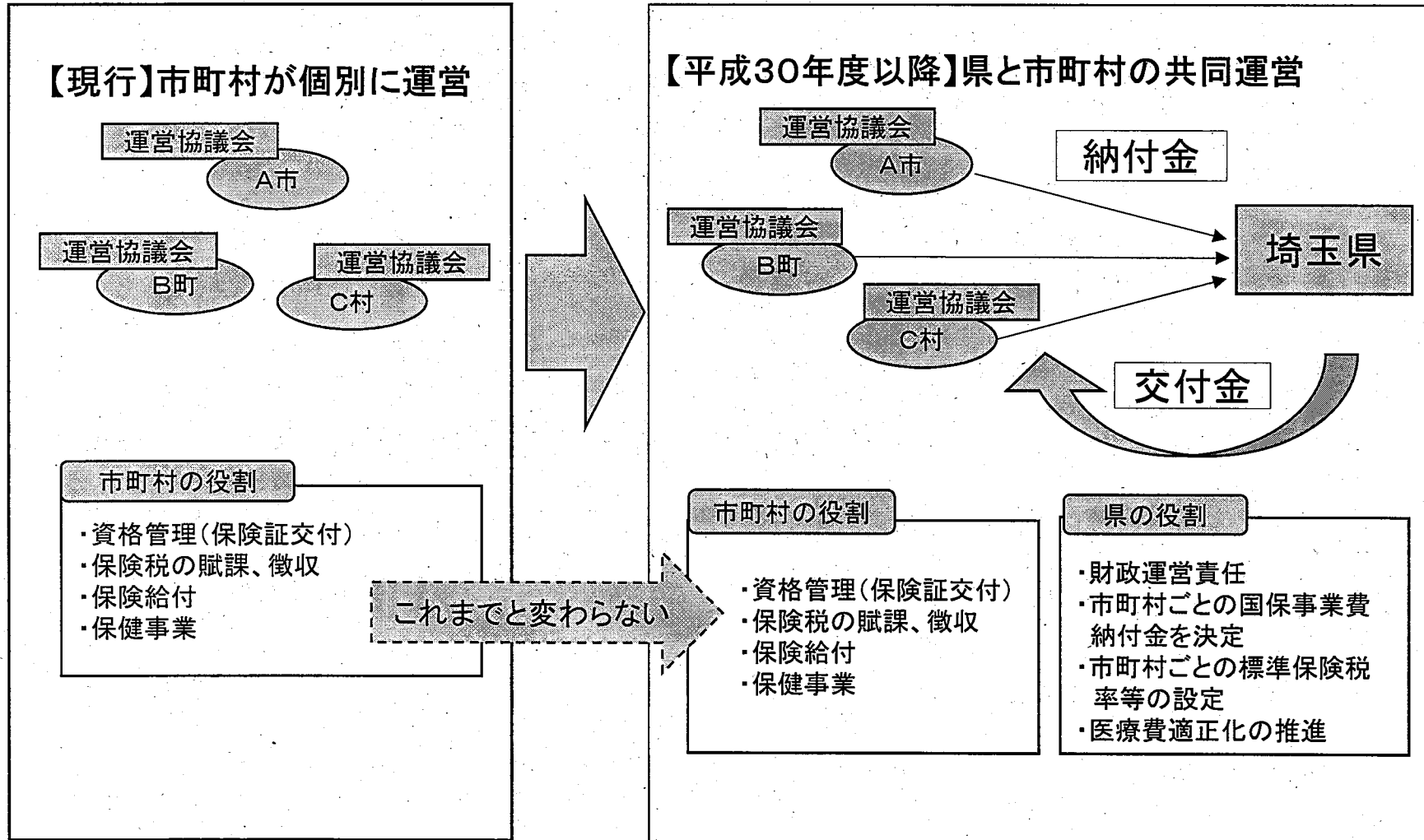
都道府県(財政運営の責任主体)

- ①国保運営方針の策定……………都道府県内の市町村国保の運営に関する統一的な方針
- ②市町村からの国保事業費納付金の徴収…医療給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準等で按分し、納付金の額を決定する。
- ③市町村ごとの標準保険税率の算定・公表…市町村は標準保険税率を参考に独自に保険税を賦課する。

市町村(地域におけるきめ細かい事業を引き続き行う)

- ①資格管理(保険証の発行など)
- ②保険税の賦課・徴収(個々の事情に応じた賦課)
- ③保険給付(医療費、療養費などの給付)
- ④保健事業(特定健診、データヘルス事業など)

国民健康保険制度改革について



県国保運営方針(H29年度中に策定)

A 必須の記載項目

- ① 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ② 保険税の標準的な算定方法に関する事項
- ③ 保険税徴収の適正な実施に関する事項
- ④ 保険給付の適正な実施に関する事項

B 任意の記載項目

- ① 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
- ② 市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- ③ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- ④ 関係市町村相互間の連絡調整その他必要な事項